

## 平戸市生月町博物館・島の館指定管理業務仕様書

平戸市生月町博物館・島の館の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

### 1 趣旨

本仕様書は、平戸市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平戸市生月町博物館・島の館（以下「島の館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定めることを目的とする。

### 2 島の館の管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、博物館法第2条及び第3条の定めるところにより、次に掲げる項目に沿って島の館を管理運営すること。

- (1) 島の館は、博物館法第2条第2項に定めるところの公立博物館であり、同法第3条第1項に基づいて市や市民の財産である貴重な博物館資料を収集展示していることから、それらの保全に十分に配慮した管理運営を行うこと。
- (2) 島の館は、博物館法第3条第1項に定めるところの、博物館資料や情報を、展示や刊行物、教室などの活動で市民その他に還元していく教育的目的を有している。指定管理者も、こうした教育活動に対して協力するとともに、自らも積極的に取り組んでいくこと。
- (3) 島の館は、博物館法第3条第2項に定めるところの、所有する情報や機能を最大限に発揮しながら、観光を含む地域の振興や学校教育を援助していく役割を担っている。指定管理者もその方向性に沿って、展示や資料を活用して積極的な事業展開を行うこと。
- (4) 島の館に設置されている「長崎・天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のサテライトセンターとしての役割も果たしていくこと。
- (5) 効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- (6) 利用者の視点に立った管理運営を行うこと。
- (7) 個人情報の保護を徹底すること。

### 3 施設の概要

- (1) 名 称 平戸市生月町博物館・島の館
- (2) 所 在 地 平戸市生月町南免 4289 番地 1
- (3) 建 物 構 造 鉄筋コンクリート 2 階建（一部 1 階）
- (4) 管理対象面積 11,927 m<sup>2</sup>（敷地）
- (5) 施設内容

#### ①展示室

捕鯨、かくれキリシタン、民俗、フィッシャーマンズアリーナの4つの常設展示室と世界遺産紹介コーナー（企画展示室・2階ロビー）よりなるが、状況に応じてロビー、研修室のスペースも展示に使用している。

#### ②学習施設

セミナールーム（未利用時の企画展示室）、図書コーナーの他、研修室（旧コーヒーラウンジ、ミュージアムショップ空間）、ロビーを講座・教室等に利用している。

#### ③収蔵施設

2階建ての収蔵庫を収蔵スペースとして利用している。

#### ④便益休憩施設

ロビーを無料休憩場とし、トイレも無料解放している。

#### ⑤事務研究施設

事務室、研究室、作業室、薫蒸室、研修室を、平戸市の学芸・教育活動ならびに館の運営や接客に利用している。

#### ⑥屋外施設

駐車場を入館者その他の便益のために利用している。

### 4 指定管理業務開始予定 令和6年4月1日(水)

### 5 開館時間等

(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日 1月1日、2日

※ 指定管理者は、入館状況に応じて開館日や時間を延長したり、薫蒸や保守点検等、施設や入館者、収蔵資料の安全性を確保する場合等に休館日を設定することができる。

### 6 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 島の館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

#### ア 清掃

- ・ 日常清掃：館内の入館者および職員が利用するスペースの清掃、館前庭・駐車場の清掃、ごみの選別と搬出
- ・ 定期清掃：ガラス清掃、除草、貯水槽

#### イ 日常の点検

- ・ 主体点検事項：電気、水道、照明、空調、温湿度、虫害、警報機、自動ドア、トイレ、平戸市公用車、コピー機、パーソナルコンピューター、建物

#### ウ 簡易な修繕

- ・ 電球の交換
- ・ 施設や備品などの軽微な修繕(10万以下) ※調査・研究・学習関連備品は除く。

#### エ 機器等の維持管理委託

- ・ 館内の機器や浄化槽の年間維持管理委託
- ・ 自家用電気工作物の保安管理、空調機器保守点検委託、自動ドア保守点検委託、階段昇降機保守点検委託
- ・ ホームページ・コンピューター機器等メンテナンス委託
- ・ 音声等展示解説システムの加除修正・保守

※指定管理期間中に新たに設置された機器に対して維持管理等の必要が生じた場合には、管理に必要な金額を、それが必要となる年度以降に指定管理料に加える事とする。なおア(清掃)以下の他の項目でも同様の場合で費用がかかる場合には同様とする。

#### オ 警備に関すること

- ・ 施設と敷地入口の開錠・施錠の確認
- ・ 機械警備の専門業者への委託契約、設定・解除

#### カ 防火・防災に関すること

- ・ 防火管理者の選任、防災計画の策定
- ・ 消防署や地元消防団の指導・協力のもと、年1回自主防災訓練の実施

- ・ 消防設備の保守点検業務の専門業者への委託
- キ 総合的病害虫管理（I PM）に関すること
- [薫蒸機] 新収蔵資料を受け入れる際に、館内に設置した薫蒸機でガス薫蒸を行っている。
- ・ 薫蒸機は4年間に1回以上、点検を行うこと。
- [収蔵庫] 基本的には資料を薫蒸機で薫蒸した後に搬入するが、人の出入り等に従って様々な虫が侵入する危険がある。
- ・ I PMの考えに則り、博物館・資料館の虫害に対処する実績を持つ業者に委託し、周年トラップによるモニタリング調査を行うこと。
  - ・ 収蔵庫の廊下部分の清掃を、年2回実施すること。
  - ・ 収蔵庫内各所に害虫防除剤を設置すること。
  - ・ 収蔵庫については4年間に1回以上、薫蒸による防虫作業を行うこと。
- [展示室その他] 展示室、事務室、研修室などは、不特定の人が外部から立ち入るため、様々な虫が侵入する可能性があるが、展示資料に食害による被害を与える場合もある。そのため各展示室の特徴に対応した虫害対策を講じる必要がある。
- ・ I PMの考えに則り、博物館・資料館の虫害に対処する実績を持つ業者に委託し、展示室、事務室、研修室に、周年トラップによるモニタリング調査を行うこと。
  - ・ 展示室、事務室、研修室の清掃を周年実施し、職員による生虫・死骸の監視・除去を積極的に行うこと。
  - ・ 各所に害虫防除剤を設置すること。
  - ・ かくれキリシタンコーナーの復元住居（木製）や、貴重資料の展示を行う企画展示室のロングケースと捕鯨コーナーのロングケースは、特に虫害を警戒する必要があるため、4年間に1回以上、ガス薫蒸を行うこと。
  - ・ その他の展示空間については、4年間に2回以上、噴霧による殺虫を行うこと。
  - ・ 職員に対し虫害に関する知識の普及や意識の啓発に務めること。
- ※文化財の薫蒸業務については、家庭用の白蟻退治や農産物の薫蒸とは異なる専門的な業務である事に特に留意いただきたい。

価格の安さのみで業者を選定した結果、薫蒸時のガスや作業の影響で展示資料に重大な損害が生じた場合、指定管理者への損害賠償や、指定管理委託契約の解除もあり得る。防虫作業は、安全面と資料の保全に配慮する十分な経験を積んだ業者へ依頼することに留意し、法律に依拠し、防虫に有効でありかつ資料に損害を与えない内容を行うこと。また薫蒸・殺除虫に用いるガス等薬剤は、法律に基づき、通常の使用で人体に害のない成分のものを用いること。

なお、市財産である資料の保全を脅かす重篤な虫害が発生した場合には、平戸市と指定管理者の協議の上で、上記の対応内容を変更する事が有り得る。

#### ク 経理業務

- ・ 公共料金の支払い：電気料、水道料、電話関係料、合併浄化槽関係手数料、保険料
- ・ 博物館機能の維持にかかる支出：事務費、負担金

#### (2) 島の館の施設等を一般の利用に供すること

##### ア 入館者に対すること

- ・ 配布物の製作（パンフレット、冊子）。
- ・ 事前に希望があった一般来館者に対しては、原則的に案内者をつける。

なお他館の学芸員、大学・研究機関の研究者、行政の文化財等の専門官などが、専門的な調査研究を進めるために館の見学をおこなう場合は、学芸員、館長が対応する。ま

た専門的な解説を要するツアー・研修・取材等の場合も、学芸員が検討して必要性が認められる場合には、学芸員が対応する。但し上記の場合も学芸員が不在や業務等の理由で対応できない場合は、指定管理者の職員が務めることができる。

- ・ 館内における島の館、生月島、平戸市内観光地、観光便益施設の紹介

#### イ 入館を減免とする事柄

- ・ 市内の公立学校の授業やその準備作業。平戸市役所（教育委員会を含む）、平戸市内の公的団体が開催・関与する公的非営利事業で、事業の目的上、島の館の見学を必要不可欠とする研修等の事業での利用
- ・ 市内の事物に関する専門的な研究を進める者で、その成果が島の館および地域に還元される事が期待できるもの。
- ・ その他、市長に申請があり減免が相当とする場合

#### ウ 売店の営業

- ・ 売店の収入は、指定管理者の収入とする。売店での販売活動については、地域の産業振興に極力配慮すること。

#### エ 集客活動

- ・ 集客のための営業については指定管理者が主体的におこなうこと。
- ・ 公的施設としての使命とともに、単に島の館だけの集客を働きかけても効果が少ない事もあり、地域の観光要素の把握と掘り起こし、情報発信に積極的に取り組むこと。
- ・ 市内の博物館・資料館、宿泊、飲食、販売等に關与する観光便益施設との連携を密にし、本館及び指定管理者のみの利益にとどまることなく、市内観光全体の振興に寄与すること。
- ・ 上記の目的を達成するため、市内の観光協会、ガイド協会、体験観光協会等の観光関係団体の活動に対して、積極的に協力すること。

### (3) 島の館の観覧料の収受に関する事

#### ア 観覧料の収受に関する事

- ・ 観覧料については指定管理者の収入とする。
- ・ チケットは指定管理者が製作・交付する。

### (4) その他平戸市が必要と認める業務

#### ア 指定管理者の主体事項

- ・ 指定管理者主催事業の実施

※ 公演、講演、教室、展示事業については、平戸市の指導のもと、指定管理者が実施することができる。その際、平戸市と協議のうえ、通常の観覧料とは別途に、料金を設定徴収する事ができる。

#### イ 島の館の平戸市直営事業に対する指定管理者の協力

- ・ 島の館に収蔵・展示されている資料の保存管理や展示・公開業務に対する協力
- ・ 島の館の図書室への新規購入・寄贈図書の受付、登録の協力
- ・ 島の館が実施している調査・研究業務に対する協力
- ・ 島の館が展開する様々な教育関係業務に対する協力
- ・ 平戸市内の公立学校の授業やその準備作業、平戸市役所（教育委員会を含む）や市内の公的団体が開催・関与する研修で、その目的が指定管理者の業務に関連するものや、学芸員、館長が不在や業務上の事情で対応できない場合の対応（可能な範囲で）
- ・ 島の館がおこなっている情報提供・発信業務に対する協力
- ・ ホームページでの館活動の告知、報告、情報発信

- ・ 博物館運営に有益な団体への加入（九州博物館協会、長崎県博物館協議会）
- ・ 博物館関係の冊子等の刊行

※ 指定管理者は、島の館などが研究等教育的な目的で刊行・制作する冊子等について、発行者および著作者の了承を得た上で、販売することを前提として指定管理者の予算で刊行することができる。

なお島の館は、指定管理者と協議の上で、刊行される冊子等のうち一定数量を、無料頒布する目的で確保することができる。

## 7 職員の配置

島の館は、平戸市内の主要な観光施設の一つであるが、第一義的には、貴重な資料を収蔵する博物館であり、捕鯨やかくれキリシタン、漁業の展示・研究施設としては国内屈指のレベルを有している。また展示や様々な教育活動を通して地域についての情報発信を行う社会教育施設であるとともに、また世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の紹介をおこなうサテライトセンターの役割も担っている。

そのため観光や地域の振興に寄与するべく入館者を増やすための営業努力と併せ、博物館法に則って、展示や解説の内容で広範かつ高い水準を維持し、また教育面でも様々な活動を主体的に展開していく事が求められる。このような機能の維持のために、十分な経験を有する常勤職員を4名以上確保する必要があるとともに、開館時間中は、最低1日3名以上の職員体制（アルバイトを含む）で管理運営業務を遂行すること。

## 8 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで（4年間）

## 9 指定管理料

(1) 指定管理料は、平戸市の予算の範囲内で指定管理者に選定された団体が提出した収支予算書の提案額に基づいて、協定書で定める額とする。

令和6年4月1日から令和10年3月31日までの指定管理料上限額 110,712,000円(総額)

(2) 指定管理委託期間中の各年度の指定管理料については、指定管理業務の執行を特定年度に限って実施しなければならない理由により、事前に平戸市の了解を得た上で、指定管理料上限額の範囲内で増減させることができる。

(3) 平戸市は指定管理料を、指定期間中年2回に分けて、協定書で定める金額を、協定書で定める期日までに、指定管理者の請求に基づいて支払うものとする。

## 10 法令等の遵守

指定管理者は、島の館の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。また、その他関連する法令等がある場合は、それらを遵守すること。

- (1) 地方自治法
- (2) 博物館法
- (3) 平戸市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (4) 平戸市生月町博物館・島の館条例
- (5) 平戸市生月町博物館・島の館条例施行規則
- (6) 平戸市個人情報保護条例
- (7) 平戸市情報公開条例

(8) 平戸市行政手続条例

11 リスク分担

協定締結にあたり、指定管理者と平戸市のリスク分担は、原則次のとおりとする。

項目	内容	平戸市	指定管理者
物価・経済状況等の激変	人件費・光熱水費等の変動にともなう経費増、災害の影響、観光・交通動向や経済の急激な変化による影響		協議事項
資料の保全	事故・天災・重篤な虫害等で、館が収蔵する資料に毀損・汚損・腐食が生じた場合		協議事項
機器の新設・更新等	指定管理中に、平戸市が新たに機器等を設置、ないし旧来の機器を更新する、または廃止する等で、新たに経費が生じたり、従来経費が大幅に変動する場合		協議事項
施設に影響をおよぼす契約の変更	指定管理者が締結する契約以外で、平戸市が新たに結んだ契約や、既存の契約内容を変更することで、指定管理業務に影響が及び、経費などに変動が生じる場合		協議事項
施設設備の損傷	事件・事故等によるもの		協議事項
	天災等によるもの	○	
	施設等の管理上の瑕疵に係る損害		○
	経年劣化によるもの（小規模なもの）		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者による行為で相手方が特定できないもの		協議事項
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者に影響を及ぼすもの		○
第三者への賠償	管理者としての注意を怠ったことによるもの		○
	不可抗力によるもの	○	
セキュリティ	情報の遺漏、警備不備による事故及び犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間終了時、期間中途における業務の廃止又は指定取消による事業者の撤収費用		○

※1 その他、上記以外の問題が生じた場合は、協議事項とする。

※2 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は、指定管理者が有するものとする。

12 事業報告

指定管理者は以下のとおり、報告書を作成し、市長に提出すること。

(1) 月末以降提出する報告書(月例報告書)

- ・ 島の館の業務の実施状況及び施設の利用状況（当該月分）
- ・ 上記のほか、島の館の業務の実態等を把握するために必要な事項

(2) 年度終了後提出する報告書(年度実績報告書)

- ・ 島の館の業務の実施状況及び施設の利用状況（当該年度分）
- ・ 収支決算書（当該年度分）

- ・ 上記のほか、島の館の業務の実態等を把握するために必要な事項
- (3) 指定期間終了後提出する報告書(実績報告書)
- ・ 島の館の業務の実施状況及び施設の利用状況
  - ・ 収支決算書
  - ・ 上記のほか、島の館の業務の実態等を把握するために必要な事項
- ※ その他、平戸市長が必要とする事項について、求めに応じて報告する。

### 13 備品・消耗品等の所有権

- (1) 平戸市が島の館に設置する備品・消耗品等については、平戸市の所有とし、指定管理者はその使用及び保管に十分注意すること。
- (2) 指定管理者が自ら購入・搬入した備品等については、指定管理者の所有とする。

### 14 立入検査について

平戸市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営状況について実地に検査を行う。指定管理者は、合理的な理由なく、これを拒否することができない。

### 15 指定の取消し等

#### (1) 事業の継続が困難となった場合の措置

##### ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

##### イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

なお、一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

##### ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、第2順位、第3順位の法人等と、次期指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

#### (2) 協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

### 16 その他

#### (1) 雇用の努力義務

新たに指定管理者となった者は、管理業務を行うために必要な職員について、従前より施設管理を行ってきた団体の従業員を引き続き雇用するよう努力してください。

#### (2) 損害賠償請求

指定管理者の指定が取消され、または業務停止となった場合、指定管理者は本市に生じた損害を賠償しなければなりません。

(3) 公租公課

指定管理者には収益事業に対する納税義務が発生することがあります。詳しくは市税務課、または国税については税務署、県税については県税事務所へそれぞれお問い合わせください。

(4) 損害保険

保険については本市で建物総合損害共済（火災・損害）、市民総合賠償保険（施設内）に加入しており、一般的な損害についてはこの保険が適用されます。しかし、指定管理者の過失等に起因する事故の場合は、保険会社が損害賠償を求めてくる場合があります、その他想定外のことで損害賠償請求を受けることがありますので、できる限り民間損保会社等で扱う指定管理者の賠償責任保険に加入してください。（保険料は指定管理者の負担となります。）